

第1章 本庁組織

○富山地区広域圏事務組合の事務局設置条例

昭和47年8月11日条例第5号

改正 昭和57年12月10日条例第5号

(事務局の設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第7項の規定に基づき組合に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長及び職員を置く。

2 事務局長は、上司の命を受け、組合の庶務を掌理し、職員を指揮監督する。

(所掌事務)

第3条 事務局は、富山地区広域圏事務組合同規約（昭和47年6月27日議決）第4条に規定する事務を処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月10日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

○富山地区広域圏事務組合行政組織規則

平成3年3月14日規則第1号
改正 平成8年1月30日規則第1号
平成12年3月30日規則第1号
平成17年3月31日規則第1号
平成18年8月31日規則第4号
平成19年3月27日規則第1号
平成23年3月29日規則第1号
平成25年3月25日規則第1号
平成26年3月25日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山地区広域圏事務組合の理事長及び会計管理者の補助組織に基づき設置された事務局の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 富山地区広域圏事務組合の事務局設置条例（昭和47年条例第5号）に基づき設置された事務局に庶務係を置く。

2 事務局に別表第1の第1欄に掲げる出先機関を置き、その内部組織は、それぞれ同表の第2欄に掲げるとおりとする。

3 事務局に担当を置くことができる。

(庶務係の分掌事務)

第3条 庶務係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合議会、理事会及び監査委員に関する事項
- (2) 条例、規則及び規程に関する事項
- (3) 文書及び公印に関する事項
- (4) 人事及び給与に関する事項
- (5) 予算及び決算に関する事項
- (6) 公有財産及び物品に関する事項
- (7) その他、出先機関の所管に属しない事務に関する事

(クリーンセンター)

第4条 クリーンセンターは、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ（以下「可燃ごみ等」という。）の処分に関する事務を分掌し、その内部組織の事務分掌は次のとおりとする。

管理係

- (1) 可燃ごみ等の搬入及び処理計画に関する事項
- (2) 可燃ごみ等の計量及び手数料の徴収に関する事項
- (3) 施設（焼却施設を除く。）の管理に関する事項
- (4) 常願寺ハイツスポーツ公園及び他の係の主管に属さない事務に関する事項

業務第1係

- (1) 可燃ごみ等処理計画に関する事項

(2) 焼却施設の整備・管理に関する事項

業務第2係

(1) 焼却施設の運転及び維持管理に関する事項

(2) 可燃ごみ等の焼却に関する事項

環境保全係

(1) 放流水及び排ガスその他の排出物の検査分析に関する事項

(2) 環境保全に関する事項

2 クリーンセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
クリーンセンター	中新川郡立山町末三賀103番地3

(リサイクルセンター)

第5条 リサイクルセンターは、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ（以下、「不燃ごみ等」という。）の処分並びに再生品等の売払いに関する事務を分掌し、その内部組織の分掌事務は、次のとおりとする。

業務係

(1) 不燃ごみ等の搬入及び処理計画に関する事項

(2) 破碎施設の運転及び維持管理に関する事項

(3) 破碎施設及び廃棄物再利用施設の整備に関する事項

(4) 不燃ごみ等の計量及び手数料の徴収に関する事項

(5) 廃棄物及び再生品等の搬出に関する事項

(6) 他の係の主管に属さない事務に関する事項

リサイクル推進係

(1) 廃棄物再利用施設の運転・維持管理及び再生品等の売払いに関する事項

(2) リサイクルに関する情報収集及びリサイクル活動に関する事項

(3) リサイクルプラザ施設の管理運営に関する事項

2 リサイクルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
リサイクルセンター	富山市辰尾170番地1

(衛生センター)

第6条 衛生センターは、し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の処分に関する事務を分掌し、その内部組織の事務分掌は次のとおりとする。

管理係

(1) し尿等の搬入及び処理計画に関する事項

(2) し尿等の手数料の徴収に関する事項

(3) 汚泥肥料の販売に関する事項

(4) 施設（処理施設を除く。）の管理及び他の係の主管に属さない事務に関する事項

業務第1係

(1) し尿等の処理に関する事項

- (2) し尿等の計量に関する事項
- (3) 汚泥肥料の製造及び引渡に関する事項
- (4) 水質分析に関する事項
- (5) 処理施設の運転及び維持管理に関する事項
- (6) 下水道放流水に関する事項

業務第2係

- (1) し尿等の処理に関する事項
- (2) 処理施設の運転及び維持管理に関する事項
- (3) 水質分析に関する事項
- (4) 河川放流水に関する事項

2 衛生センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
衛生センター	中新川郡上市町稗田1番地

(所管外事務の処理)

第7条 庶務係及び出先機関は、特に命じられた場合又は緊急の場合においては、第4条から第6条までに規定する分掌事務以外の事務も処理しなければならない。

(職及び職務)

第8条 庶務係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

第9条 事務局に事務局次長を置くことがある。

2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

(出先機関に置く職及び職務)

第10条 別表第1の第1欄に掲げる組織に、それぞれ同表の第3欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

(担当の職及び職務)

第11条 第2条第3項の規定する担当の職は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
参事 主幹 副主幹 主査	上司の命を受け、次に掲げる事務の一又は二を担当する。 (1)特命事項 (2)専門事項

(その他の職及び職務)

第12条 第4条から第6条までに規定するもののほか、必要に応じて、事務局に別表第2の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

(出納員)

第13条 会計管理者の補助組織として、出納員を置く。

(会計管理者の職務代理)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定による会計管理者の職務代理者は、出納員とする。

(細則)

第15条 この規則に定めるものを除くほか、組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 富山地区広域圏事務組合行政組織規則(昭和47年規則第3号)は、廃止する。

附 則 (平成8年1月30日規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月31日規則第4号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第9条関係）

出 先 機 関	組 織	職	職 務
富 山 地 区 広 域 圏 クリーンセンター		所 長 所長代理	上司の命を受け、クリーンセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
	管 理 係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
	業務第1係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
	業務第2係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
	環境保全係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
富 山 地 区 広 域 圏 リサイクルセンター		所 長 所長代理	上司の命を受け、リサイクルセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
	業 務 係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
	リサイクル 推 進 係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
富 山 地 区 広 域 圏 衛生センター		所 長 所長代理	上司の命を受け、衛生センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
	管 理 係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
	業務第1係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
	業務第2係	係 長	上司の命を受け、係の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

別表第 2（第 1 1 条関係）

職		職 務
主 任		上司の命を受け、上司を補佐し、特に高度な事務又は技術に従事する。
主 事		上司の命を受け、事務に従事する。
技 師		上司の命を受け、技術に従事する。
業 務 長		上司の命を受け、技能の業務又は監視若しくは作業に従事するとともに、当該業務に関し、所属職員を監督する。
業 務 主 任		上司の命を受け、技能の業務又は監視若しくは作業に従事するとともに、当該業務に関し、所属職員を監督する。
技能職員	自動車運転手 クレーン運転手 汽 かん 士	上司の命を受け、技能の業務に従事する。
労務職員	操 作 員 用 業 務 員 業 助 員 手	上司の命を受け、労務の作業に従事する。

○富山地区広域圏事務組合安全衛生委員会規程

平成元年 7 月 1 日訓令第 1 号

改正 平成13年 4 月 1 日訓令第 1 号

平成16年12月 1 日訓令第 1 号

平成27年 7 月28日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第19条に規定する安全衛生委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 法第19条第2項第1号に掲げる者（富山地区広域圏事務組合事務局長の職にある者をもって充てる。）

(2) 法第19条第2項第2号から第5号までに掲げる者 17名以内

(3) その他、理事長が特に必要と認める者 若干名

(任期)

第 3 条 委員（前条第 1 号の者である委員を除く。）の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、第2条第1号の者である委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(召集)

第 5 条 委員会は、委員長が毎月1回召集する。ただし、議事等の状況により委員長が召集する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 委員長は、委員の半数以上のものから委員会召集の請求があったときは、前項の規定にかかわらず委員会を招集しなければならない。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(対策委員会の設置)

第 7 条 委員会に、ダイオキシン類など特定事項の対策を検討するため、対策委員会を置く。

2 対策委員会の設置及び運営については別に定める。

(参考人の出席)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、その説明又

は意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、会議の結果を理事長に報告しなければならない。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項については、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

○富山地区広域圏事務組合安全衛生委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山地区広域圏事務組合安全衛生委員会規程（以下「委員会規程」という。）に基づき、委員会の運営等について必要な事項を定め、安全及び衛生管理の円滑な推進を図ることを目的とする。

(職務)

第2条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害の防止に関する事項
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関する事項
- (3) 職員のダイオキシン類へのばく露防止を図るため、推進計画及びその具体的な推進方法の策定に関する事項
- (4) 行政対象暴力の防止に関する事項
- (5) 前各号に定めるほか、委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会規程第2条第2号に掲げる委員は、次のとおりとする。

- (1) 職員のうちから富山地区広域圏事務組合理事長が選任した者8名以内
- (2) 理事長が選任した産業医1名
- (3) 職員のうちから富山地区広域圏事務組合労働組合から推薦され、理事長が承認した者8名以内

2 委員会規程第2条第3号に掲げる委員は、第2条第4号に掲げる事項につき専門的知識を有する者として理事長が選任した者2名以内

(幹事)

第4条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、職員のうちから委員長が指名する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、委員会の庶務に従事する。

(安全衛生巡視及び研修会の実施)

第5条 委員長は必要と認めるときは、安全衛生業務について知識を有する職員を指名し、職場を巡視させ、作業・衛生状態・施設等を点検させるとともに、専門機関職員は有識者による研修会を実施するものとする。

(委託先事業者との協議)

第6条 ダイオキシン類に係る対象作業については、委託先事業者及び関係職員も含め、当該作業を行う職員のダイオキシン類のばく露防止のため、講ずべき措置について協議する。委託先事業者、関係請負人等のダイオキシン類対策委員会については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

安 全 衛 生 管 理 体 制

